

## 審議内容

### 《開催結果の概要》

- ・事務局から城陽市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）について説明（資料番号1・2）を行った。
- ・城陽市上下水道事業経営審議会規程（以下「規程」という。）第3条に基づき委員の互選により、会長に楠見委員、副会長に太田委員を選出した。
- ・事務局から令和2年度城陽市水道事業会計決算の報告（資料番号5）及び令和2年度城陽市公共下水道事業会計決算の報告（資料番号6）を行った。
- ・城陽市水道事業ビジョンの進捗状況の報告（資料番号7）及び城陽市下水道事業ビジョンの進捗状況の報告（資料番号8）を行った。
- ・コロナウイルス感染症拡大による水道事業への影響の報告（資料番号9）を行った。

### 《進行》

- 事務局：
- ・審議会の委員の任期は令和3年3月末で満了しており、会長、副会長の選任手続きが必要となることから、会長が決まるまで事務局で会議を進めることを報告
  - ・審議会開催にあたって委員の出席状況について、すべての委員にご出席いただいていることから、規程第4条第3項の規定により会議が成立していることを報告
  - ・配付資料等の確認

上下水道部次長：開会の挨拶

- 事務局：
- ・事務局から審議会について説明（資料番号1・2）
  - ・事務局から委員を紹介（資料番号3）及び委員からの自己紹介
  - ・本日出席の市職員の紹介（資料番号4）

### 《会長及び副会長の選出》

事務局： 規程第3条において「会長及び副会長は、委員の互選により定める。」と規定していることを説明

委員： 会長に楠見委員、副会長に太田委員を推薦

一同： 異議なし

事務局： 審議会として楠見委員を会長、太田委員を副会長とすることに決定する。

会長： あいさつ

## 審議内容

《令和2年度城陽市水道事業会計決算及び令和2年度城陽市公共下水道事業会計決算について報告》

事務局： 資料番号5・6について報告と説明

会長： 質問はあるか。

委員： 公共下水道事業会計の収益的収支における純利益が、昨年度から0.2%増加しているが、これは新型コロナウイルス感染症対策の基本使用料減免による減収分を一般会計から補填した後のものか。

事務局： 本市で実施した基本使用料減免の減収分は、全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充て、当該交付金を収入として整理しているので補填した後のものである。よって、収支には影響がない。

また、先の資料の説明となるが、資料番号8の4ページで今後について説明すると、令和11年度までの経営において、一般会計から1億円の貸付を受けることや、繰入金を2千万円積み増したことで、資金不足を解消するものとしている。

委員： 使用料単価は新型コロナウイルス感染症対策の基本使用料減免により減少するものと考えられるが、減じた額で算出しているか、それとも補填した額として算出しているか。

事務局： 基本使用料減免により減少した額で算定している。

委員： 収益的収支は、通常活動の経営活動による利益と考えてよいか。

事務局： お見込みのとおり。

委員： 収益的収支の利益はどれくらいの金額を目標とすべきものなのか。

事務局： 資本的収支の補填財源が不足する状態は常態的に続いている。

令和元年度決算と令和2年度決算では資金不足が拡大しているが、令和3年度は使用料改定と一般会計からの貸付資金の増額により、資金不足の拡大は止まる見込みである。

単純に言えば、資金不足額を埋めるように、使用料に転嫁していくのが基本となる。

委員： 民間では資本金による資金調達により建設投資できるが、公営企業の場合はそれがないため、企業債や収益的収支の黒字で充てていく。

一般的な経営状況としては収益的収支で見るが、収益的収支と資本的収支の関係では、城陽市では建設投資の資金調達を企業債でやっていたが、それでは借金が増えていくので、収益的収支の資金を活用するために、長期的に使用料から資金不足額を埋めていくための財政計画が必要になったもの。

## 審議内容

委員： 理解した。

《城陽市水道事業ビジョン及び城陽市下水道事業ビジョンの進捗状況について報告》

事務局： 資料番号7・8について報告と説明

会長： 質問はあるか。

委員： 財政計画について、各年度の収益的収支と資本的収支からどのように資金不足額が算定されているかがわからない。どのように見ればよいか。

事務局： 収益的収支の減価償却費分は現金を伴わない支出であり、長期前受金は補填財源に使えないなど、公営企業会計では利益の全額を現金として使えるわけではない。

また、公共下水道事業会計においては、資本的収支に設備投資についての財源がないため企業債を発行するが、企業債を発行すると単年度では収支は均衡するが、その元金償還は後年度の資本的収支にのってくるため、資本的収支では慢性的な赤字になる。

このため、資本的収支の赤字は、収益的収支の使用料収入や一般会計の支援金により充てていくこととなるが、一般会計の支援金は総務省が繰入基準を決めているため、不足分は使用料で充てていく他になく、適正水準で使用料をとっていないと資金不足が拡大していくこととなる。

本市では、平成20年度に企業会計を適用した時点で資金不足は発生していたが、料金改定を行ってこなかったため資金不足が拡大してきた。この資金不足を解消するために、令和3年度に使用料の改定を行うとともに繰入額を増額したところであり、その結果、拡大していた資金不足額は徐々に減少し、令和11年度に資金不足が解消する見込みである。

基本的には収益的収支は黒字が当然であり、資本的収支の慢性的な赤字を埋めることができる水準としないといけませんが、繰入は基準があるため、資金不足が生じる場合は使用料を上げていかないといけないもの。

委員： 民間ではキャッシュフローをプラスになるように作る。

しかし、企業会計では分解しているので、資本的収支のなかには全ての現金の収入と支出が入っていないからマイナスになっているのだと思うが、ここに入っていない現金の収入と支出があつて調整された結果、この財政計画が出来ていると考えたらよいか。借入金など財務的なものだけを持ってきていると考えたらよいか。

審議内容

事務局： 貸借対照表上の資産に上がるものは、資本的収支の建設改良費にすべて上がっている。

資産の形成にあたって、単年度では現金がないために企業債という借金をするところであり、その借金の元金償還は資本的支出の企業債等償還金としてのってくる。

資産の形成に係る投資と借金は全て資本的収支に計上されており、資産の形成に必要な人件費もここに計上される。なお、資産の形成に関係のない経費は収益収支に計上される。

委員： 和歌山の水管橋の事故は大きなインパクトがあった。城陽市では点検の段階から進捗はあったか。

次のビジョンになるのかもしれないが、点検している箇所や状況も重要な指標になってくるのではないか。

また、広域化について、京都府における進捗状況や動向はどうか。

私自身も滋賀県の広域化の委員をしているが、広域連携の難しさを実感している。

事務局： 広域化については、京都府では、現在グランドデザインの策定を進めているところであり、検討にあたっては3つの圏域に分けられており、本市は南部の圏域に入っている。

府営水道自体がビジョンの見直しを含めて進めており、広域化に向けては施設の共同利用など、府営水の受水市町の関係で施設に係るアセットマネジメントにより、今後の検討を進めている状況である。

まずは、施設を一定統合していく方向で検討しているが、各市町の施設の状況もあり簡単には進まない。一定の方向性をもって進んでいるが、本市としては、広域化が完了するまで待つことができない状況にあるため、本市独自に事業の継続の検討を行っている。

次に水管橋の事故については、厚生労働省からも点検・調査の依頼もあるため、本市でも調査を行っているが、本市には大きな川はないため、和歌山の水管橋と同様の構造の橋は多い。通常のものについては点検頻度を上げてやっていきたいと考えているが、地中のものは目視では難しく漏水防止調査により実施していくこととなる。

今後、ビジョンの中間見直しを行う予定であるので、その見直しの中で指標については改めて検討していきたい。

審議内容

委員： 広域化にあたっては、共同発注や共同委託などが考えられるが、これから広域化を進めるようという中で、それぞれの市町が別々の事業者が発注することの是非はあると思うので、近隣市町で連携していければよいのではと思う。

事務局： 都道府県が広域化を進めるにあたっては市町村の個別の事情を斟酌しながら進めていかないと、中身のある内容とはならない。

一方で、本市でも広域化の影響を踏まえながら、どれだけ投資をするかを十分に見極めてやっていく必要がある。ただ、ある市町は浄水場に大きな投資をしていて時間がたっていない、またある町は更新時期に来ている浄水場があるなど、その辺りの意見調整は市町では難しいため、なかなかむずかしい面があると思う。(広島県の例を紹介)

いずれにしても、京都府は各市町の首長が集まる協議会を作っているため、その中で各市町の意味を確認しながら進めていく。

委員： 財政計画案の令和11年度までの収益的収入の見込みは何を基準に見積もっているか。また、人件費だけが令和2年度から令和3年度に増加しているのは何故か。

事務局： 使用料収入については、改正条例が可決された後の料金表を基に、本市の人口の推計及びアウトレット等の開発要素を織り込んで算定している。

また、人件費の増減は人事異動に伴う職員数の増加と、地方自治法の改正により、令和2年度から非常勤職員に期末勤勉手当を支給することになったこと等によるもの。

《コロナウイルス感染症拡大による水道事業への影響について報告》

事務局： 資料番号9について報告と説明

会長： 質問はあるか。

一同： 意見なし

《進行》

事務局： 事務局より今後の審議会の開催スケジュールを説明

上下水道部長：閉会のあいさつ

事務局： 散会